

# 久留米市新総合計画

(構成案)

## 序説

- 第1章 新総合計画・第3次基本計画の策定に当たって
  - 1 新総合計画の構成
  - 2 新総合計画の経過

## 基本構想

- 第1章 新総合計画の意義
- 第2章 基本構想の目的
- 第3章 21世紀の都市づくりの基本理念
- 第4章 目指す都市の姿等設定の視点
- 第5章 目指す都市の姿と施策の柱・方向
- 第6章 基本構想の目標年次
- 第7章 久留米市の人口
- 第8章 土地利用の基本方針
- 第9章 基本構想推進に当たって

## 基本計画の総論

- 第1章 第3次基本計画の総論
  - 1 基本計画の目的
  - 2 基本計画の性格
  - 3 基本計画の期間
  - 4 基本計画の構成
  - 5 基本計画の区域
  - 6 基本計画の人口
  - 7 基本計画の進行管理
- 第2章 基本計画の施策
  - 1 都市像別体系
  - 2 第3次基本計画における重点課題
- 第3章 都市づくりの目標

## 基本計画の各論

### 第1章 誇りがもてる美しい都市 久留米

- 第1節 四季と歴史が見えるまち
- 第2節 快適な都市生活を支えるまち
- 第3節 環境を育み共生するまち
- 第4節 外で活動したくなるまち

### 第2章 市民一人ひとりが輝く都市久留米

- 第1節 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち
- 第2節 安全で安心して暮らせるまち
- 第3節 心豊かな市民生活を創造するまち
- 第4節 多様な市民生活が連帯するまち
- 第5節 子どもの笑顔があふれるまち
- 第6節 健康で生きがいもてるまち
- 第7節 やさしさと思いやりの見えるまち

### 第3章 活力あふれる中核都市久留米

- 第1節 知恵と技術を創造するまち
- 第2節 アジアに開かれたまち
- 第3節 人と情報が行き交うにぎわいのあるまち
- 第4節 拠点都市の役割を果たすまち

### 第4章 基本計画推進に当たって

- 第1節 協働によって築かれるまち
- 第2節 機能的でコンパクトな行政経営を進めるまち

### 第5章 地域発展の方向性

## 資料編

## 序説

### 第1章 新総合計画・第3次基本計画の策定に当たって

#### 1 新総合計画の構成

久留米市新総合計画は、基本構想、基本計画、事業計画で構成します。

##### (1) 基本構想

基本構想は、本市のまちづくりの最も基本的な指針として、まちづくりを進めていくための基本理念や目標を示す、市民、事業者、団体、行政が共有化し、協働して取り組む都市づくりの地域社会計画とします。

##### (2) 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための基本的施策の方向を体系的に示すもとともに、戦略的施策の方向などを示した、市民、事業者、団体、行政が共有化し、協働して取り組む都市づくりの地域社会計画とします。

##### (3) 事業計画

事業計画は、基本計画に示した基本的施策の方向性を実現するために、行政が具体的に取る計画として、別途作成する中期財政推計を考慮した、毎年度の予算編成、組織体制等の指針とします。

#### 2 新総合計画の経過

##### (1) 基本構想の策定（平成12年12月）

21世紀の幕開けに立つ平成12年、久留米市は、新たな時代の都市づくりの指針となる「新総合計画・基本構想」を策定しました。

基本構想は、21世紀に向かって新たな枠組みづくりが求められる歴史的な転換期にあるとの認識のもと、「戦略」と「協働」を基本視点とし、概ね25年程度先を見据えた目指す都市の姿等設定の視点として、「量から質への転換」「継続一貫した都市づくり」「行政主導から協働への転換」を掲げ、歴史的な環境変化に戦略的に対応し、地域資源とポテンシャルと生かし、市民と行政が協働して都市を創り上げるための「基本理念」と「目指す都市の姿」を示しています。

##### (2) 第1次基本計画の策定（平成13年3月）

基本計画は、基本構想が指し示す基本理念や都市の姿の実現を目指し、取り組むべき施策を体系的に示すものです。第1次基本計画は、基本構想の計画期間の最初の10年間を計画期間とし、新しい都市づくりの土台整備を図るための期間計画として作成しました。

##### (3) 第2次基本計画の策定（平成18年3月）

第2次基本計画は、平成17年2月の広域合併を機に、旧1市4町の合併協議会で策定された「新市建設計画」を踏まえ、基本構想で掲げる目指す都市の姿を、戦略性と協働性を持って実現を図るための主な施策や戦略事業・主要事業を明らかにしています。

**(4) 基本構想の一部見直し（平成 26 年〇月）**

東日本大震災の発生や大規模な自然災害の頻発、人口減少・超高齢社会の本格化、広域合併の実現と地方分権の進展やグローバル化など、基本構想策定後の社会環境の大きな変化に対応するため、見直しを行いました。

**(5) 第 3 次基本計画の策定（平成 27 年〇月）**

第 2 次基本計画の計画期間が、平成 26 年度で終了するため、平成 27 年度を始期とする第 3 次基本計画を策定しました。

## 基本構想

### 第1章 新総合計画の意義

#### 第1節 新総合計画策定の背景

#### 第2節 新総合計画策定の視点

- 1 戦略を基本視点とした都市づくり
- 2 協働を基本視点とした都市づくり

### 第2章 基本構想の目的

- ・本市の21世紀の都市づくりの指針。
- ・歴史的な環境変化に戦略的に対応し、地域資源とポテンシャルを生かした、市民と行政が協働して目指す都市の姿を明らかにする。
- ・基本理念と目指す都市の姿、それを達成するための都市づくりの方向・柱を定める。

### 第3章 21世紀の都市づくりの基本理念

#### 【水と緑の人間都市】

- ・ 個の存在と個性を尊重し、その自立性を大切に
- ・ 自然と都市、人と人、人と自然の共生を大切に
- ・ 本市の誇る地域資源である水と緑を大切に

### 第4章 目指す都市の姿等設定の視点

#### 【継続・一貫した都市づくり】

#### 【行政主導から協働への転換】

#### 【量から質への転換】

### 第5章 目指す都市の姿と施策の柱・方向 . . . 一部見直し

#### 第1節 誇りがもてる美しい都市久留米

- 1 四季と歴史が見えるまち
- 2 快適な都市生活を支えるまち
- 3 環境を育み共生するまち
- 4 外で活動したくなるまち

#### 第2節 市民一人ひとりが輝く都市久留米

- 1 人権の尊重と男女共同参画が確立されたまち
- 2 安全で安心して暮らせるまち
- 3 心豊かな市民生活を創造するまち

- 4 多様な市民生活が連帯するまち
- 5 子どもの笑顔があふれるまち
- 6 健康で生きがいもてるまち
- 7 やさしさと思いやりの見えるまち

### 第3節 活力あふれる中核都市久留米

- 1 知恵と技術を創造するまち
- 2 アジアに開かれたまち
- 3 人と情報が行き交うにぎわいのあるまち
- 4 拠点都市の役割を果たすまち

## 第6章 基本構想の目標年次

おおむね 21 世紀の第 1 四半世紀(2025 年)

## 第7章 久留米市の人口

30 万人と想定

## 第8章 土地利用の基本方針

### 第1節 土地利用の基本的考え

### 第2節 土地利用の基本方針

- 1 ストックとポテンシャルを生かした土地利用
- 2 主体的な地域づくりに配慮した土地利用
- 3 広域の視点を持った土地利用

## 第9章 基本構想推進に当たって . . . 一部見直し

### 第1節 協働によって築かれるまち

### 第2節 機能的でコンパクトな行政経営を進めるまち

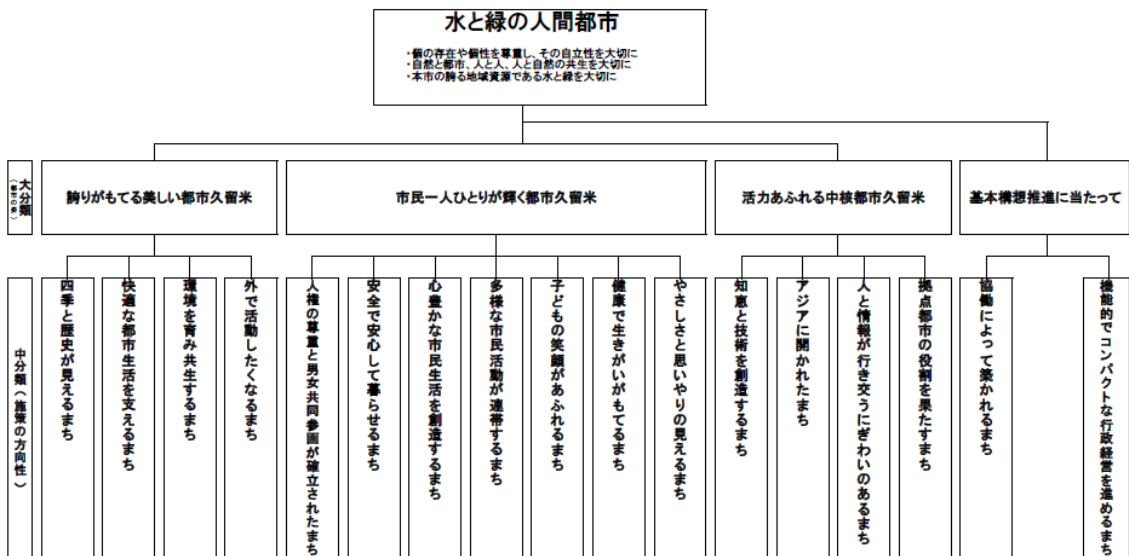
# 久留米市新総合計画基本構想

目的：本市の 21 世紀の都市づくりの指針



目標年次：おおむね 21 世紀の第 1 四半世紀（2025 年）

人 口：30 万人と想定



## ○土地利用

基本的な考え方：長期的視野をもって総合的、計画的に利用し、未来の久留米市民に誇りと自信をもって継承していくべき久留米市の国土の形成を図る

基本方針：ストックとポテンシャルを生かした土地利用  
 主体的な地域づくりに配慮した土地利用  
 広域の視点を持った土地利用



## 基本計画の総論

### 第1章 第3次基本計画の総論

#### 1 基本計画の目的

本市は、21世紀の都市づくりの指針となる基本構想を定め、「水と緑の人間都市」を基本理念に、目指す都市の姿として「誇りがもてる美しい都市久留米」「市民一人ひとりが輝く都市久留米」「活力あふれる中核都市久留米」の3つの都市像を示しています。

本計画は、この基本構想を実現するために、平成27年度からの5年間の、久留米市の都市づくりの基盤となる基本計画として策定するものです。

#### 2 基本計画の性格

都市づくりは、行政のみならず久留米市を構成する住民、事業者、団体、行政など都市づくりに関わる全ての人々が、一体となって取り組む必要があります。基本計画は、そのための指針となるもので、市民と行政が協働して取り組む、都市づくりに当たっての地域社会計画です。

#### 3 基本計画の期間

第3次基本計画の計画期間は、5年間（平成27年度～平成31年度）とします。

#### 4 基本計画の構成

第3次期基本計画は、基本計画総論と基本計画各論により構成します。

基本計画各論では、具体的な「施策体系」、施策体系に対応した「施策の内容」、「施策推進のための主な事業」等により構成します。

#### 5 基本計画の区域

基本計画の区域は、基本的に久留米市の行政区域です。しかしながら、本市が佐賀県東部地域を含む福岡県南部地域の拠点都市としての役割を担うことから、広域的視点にたって計画を策定し、展開します。

#### 6 基本計画の人口

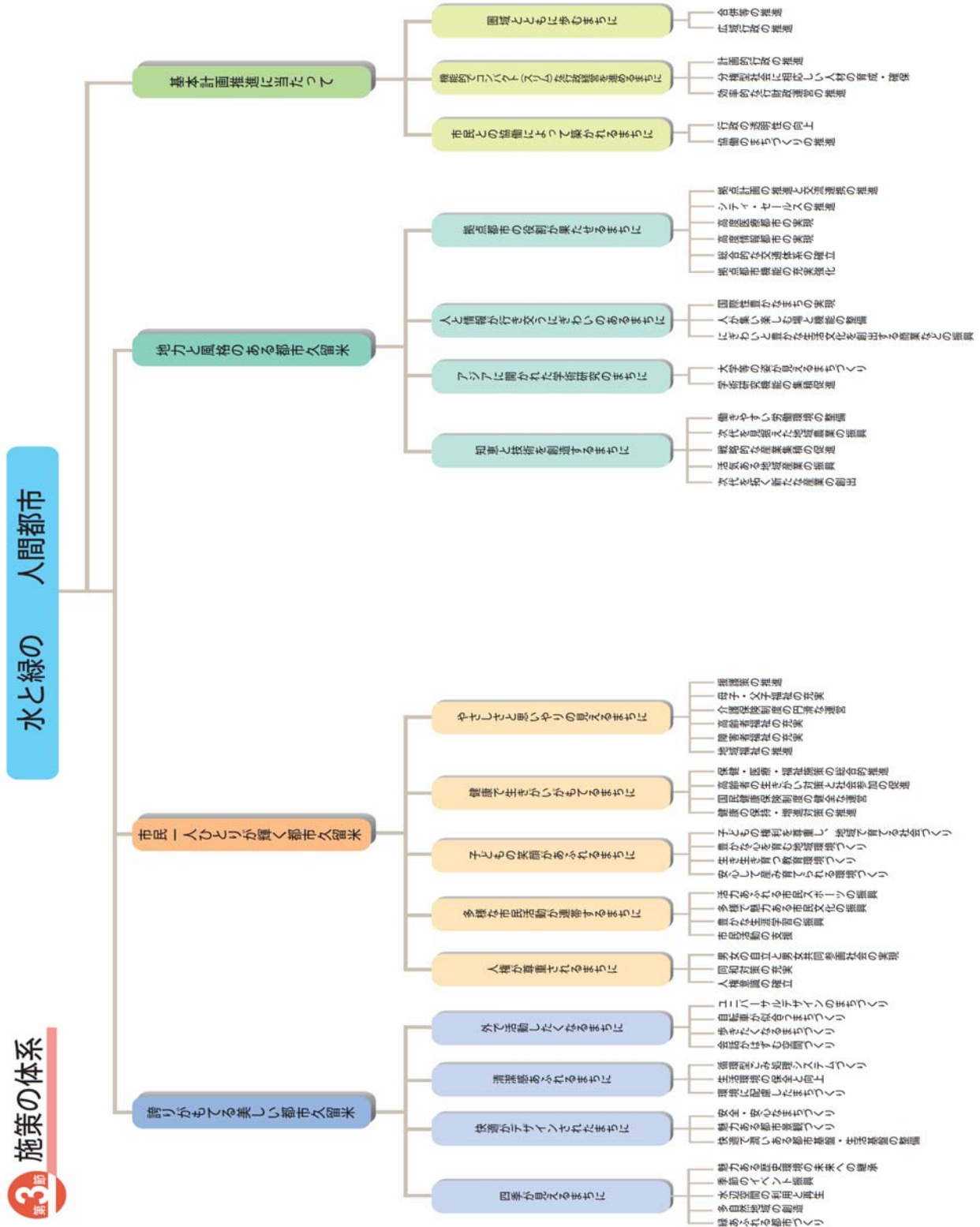
基本計画の策定及び展開に当たって、国立社会保障・人口問題研究所の平成22年の推計に、平成22年度以降の本市の社会減の減少傾向を考慮するため直近3年間の住民基本台帳データを加味して推計したものを参考として、平成31年度の人口は???千人とします。

#### 7 基本計画の進行管理

##### (1) 政策評価制度

## 第2章 基本計画の施策

### 1 都市像別体系 (※第2次基本計画体系)



## 2 第3次基本計画における重点課題

第3次基本計画においては、以下の重点課題について、特に重点的かつ横断的・総合的な取り組みを推進します。

### (1) 持続する21世紀型都市の構築

現在、日本では人口減少と高齢化が本格化し、世界的には地球環境問題が深刻化しています。

戦後、我が国は、一貫して人口が増加する中で、モータリゼーションの進展とあわせて郊外ニュータウンの建設など、拡散的に発展してきました。しかしながら、21世紀の日本は、人口減少・超高齢社会であり、そのことを前提として持続的に都市機能を維持、発展させることができるような都市構造に転換する必要があります。

また、都市の低炭素化は21世紀の世界的な要請となっています。自治体においても、都市機能の集約化や公共交通機関の利用促進、エネルギーの面的利用の促進など、地域の特性に応じた都市づくりが求められています。

久留米市においても、長期的には、人口減少を避けることは困難であり、このような21世紀の時代の潮流に対応し、超高齢社会の中でも、市域の均衡ある発展と環境への負荷の少ない持続する都市空間の整備を図っていくことが求められます。

#### 『重点課題① 超高齢社会に対応した都市整備』

##### [対応施策(例)]

- ・ネットワーク型のコンパクトなまちづくり
- ・地域生活拠点の充実
- ・ユニバーサルデザインのまちづくり
- ・自転車が似合うまちづくり
- ・総合的な交通体系の確立
- ・公共施設管理の適正化

### (2) 住みたいと思える、住み続けられる地域社会の形成

人口減少と高齢化の長期的な進行が確実視される中で、日本はこれからの社会保障や経済成長のあり方など、大きな課題に直面しています。

久留米市においても、年少人口、生産年齢人口の減少と、高齢人口の増加が進んでおり、将来へ向けて持続的に発展できるのか非常に重要な時期を迎えています。

久留米市がこれからも持続的に発展する地域社会であるには、人権の尊重を踏まえた未来を担う人づくりが不可欠です。

また、地域産業の発展や都市の魅力向上などにより、人々が住みたいと思える、そして住み続けられる地域社会を形成し、都市の活力としての一定の都市規模を維持することが重要です。

未来を担う人がいること、この地が愛されること、暮らしに必要な要件がこの地で満たされること、そうした自立した地域社会を形成することが求められます。

### 『重点課題① 未来を担う人づくり』

#### 〔対応施策（例）〕

- ・安心して産み育てられる環境づくり
- ・多様で魅力ある市民文化の振興
- ・生き生き育つ教育環境づくり
- ・母子、父子福祉の充実
- ・豊かな心を育む地域環境づくり
- ・少子化対策の充実

### 『重点課題② 特長を活かした地域産業の持続的発展』

#### 〔対応施策（例）〕

- ・活気ある地域産業の振興
- ・次代を見据えた地域農業の振興
- ・戦略的な産業集積
- ・働きやすい労働環境の整備
- ・国際経済交流の推進
- ・学術研究機能の集積促進

### 『重点課題③ 広域求心力づくり』

#### 〔対応施策（例）〕

- ・定住の促進
- ・高度医療都市の実現
- ・観光、コンベンションの推進
- ・テーマ性のあるまちづくり
- ・にぎわいと豊かな生活文化の創造
- ・シティ・セールスの推進

## (3) 幸せを実感できる市民生活の実現

生活の質を維持向上させ、幸せな生活を送ることはすべての人の願いです。

しかしながら、現代は、高齢社会の進行や伝統的な家庭や地域の相互扶助力の低下、人間関係の希薄化、経済環境の厳しさなどから交通弱者、買物難民、孤立死など、様々な社会問題が顕在化しています。また、差別事件や虐待事件など人権を脅かす事案があとを絶たず、頻発する自然災害や治安への不安感などから、安全・安心を希求する意識が高まっています。

地域社会は、人々のよりよい幸せな生活を実現するためにあります。人と人のつながりを基礎として、日々の生活を不安なく、安心して暮らせる地域社会を築いていくことが求められます。

一方で、成長社会から成熟社会に移行するにつれ、日常生活の利便性や快適性といった基礎的な部分だけではなく、精神的なゆとりや生きがいにより求められるようになっていきます。やすらぎや楽しみは、生きる力や明日への活力をもたらし、心豊かな生活の大きな要素となります。

こうした変化に的確に対応し、安全で安心できる暮らしの中で、文化芸術などを活かした心豊かに幸せを実感できる市民生活の実現に向けた取り組みが求められます。

『重点課題① 人権が尊重され多様な個性や能力が発揮できるまちづくり』

[対応施策（例）]

- ・ 人権意識の確立
- ・ 同和対策の充実
- ・ 男女の自立と男女共同参画の実現
- ・ 虐待防止対策の充実
- ・ 多様性が生かされるまちづくり

『重点課題② 社会的弱者への支援』

[対応施策（例）]

- ・ 日常生活支援の充実(交通、買物等)
- ・ 支え合いのまちづくり
- ・ 地域生活拠点の充実
- ・ セーフコミュニティの推進
- ・ 災害に強いまちづくり
- ・ 自殺対策の充実

『重点課題③ 文化芸術などを活かしたまちづくり』

[対応施策（例）]

- ・ 多様で魅力ある市民文化の振興
- ・ 活力あふれる市民スポーツ振興
- ・ 魅力ある歴史環境の未来への継承
- ・ 豊かな生涯学習の振興

『重点課題④ 地域力の結集と協働のまちづくり』

[対応施策（例）]

- ・ 協働のまちづくり
- ・ 地域活動の支援
- ・ 学生の地域参画の推進
- ・ 行政の透明性の向上
- ・ 効率的な行財政運営の推進

### 第3章 都市づくりの目標

- 1 誇りがもてる美しい都市久留米
- 2 市民一人ひとりが輝く都市久留米
- 3 活力あふれる中核都市久留米

#### 基本計画の各論

### 第1章 誇りがもてる美しい都市 久留米

#### 第1節 四季と歴史が見えるまち

##### 1 緑あふれる都市づくり

###### 【目指す姿】

###### 【現状と課題】

- 街路樹のネットワーク化や緑道整備、市民との協働による花と緑の名所づくりなどにより、花と緑を取り込んだ都市生活空間づくりが進んでいます。
- 水や緑に関わるボランティアやNPO等の団体数が増加しており、市民による主体的な緑化活動が進んでいます。

###### 【施策の方向性】

- 地球温暖化の防止や生物多様性の保全等の地球環境問題等も考慮し、さらなる市民との協働による緑化を推進します。
- 特色ある四季折々の風情や景観について、観光的な視点を持った緑化の推進を図ります。

##### 2 多自然地域の創造

###### 【目指す姿】

###### 【現状と課題】

- 耳納北麓地域にて人が集う魅力づくりが進み、交流人口が大幅に増加しています。

###### 【施策の方向性】

- (仮称)世界つばき館等の豊富な自然資源を活かしつつ、地域と連携・協力した地域密着観光を進めます。
- 道の駅や耳納北麓の各施設の情報発信力を高め、久留米市域への誘客や回遊性を向上させます。

### 第2章 市民一人ひとりが輝く都市久留米

### 第3章 活力あふれる中核都市久留米

### 第4章 基本計画推進に当たって

### 第5章 地域発展の方向性

#### 資料